訪看鳥 Ver5.02.03 変更内容のご案内

■バージョンアップにおける変更内容

(1) 医療:訪問看護計画書・訪問看護報告書・訪問看護記録書 I の様式を変更 令和2年4月より様式の変更がありました。

【ご注意】バージョンアップをおこなうと3月以前分も新しい様式に変更になります。

1) (精神科) 訪問看護計画書

◆「訪問予定の職種」欄が追加となりました。

訪問予定の職種及びその訪問日について、利用者に分かるように記載することとなっています。 ただし、看護職員のみによる訪問の場合には、当該欄の記載をしなくても差し支えないようです。 記載要領には以下のように記載例があります。

(記載例1)

1・8・15・22・29日: 看護師

4・11・18・25日 : 理学療法士又は作業療法士

(記載例2)

看護職員 :週に2回、月・金曜日に訪問

理学療法士:週に1回、木曜日に訪問

【訪問看護計画書】



訪問看護計画書

2) 訪問看護報告書

◆訪問日欄:印の説明が変更されました(訪問看護報告書·精神科訪問看護報告書)。

「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問日を「◇」で囲むこと」(精神科の場合は、 作業療法士のみ)の文言が追加されています。ただし訪看鳥 Ver5 ではプログラムの仕様上、 自動で「◇」の印はつきません。報告書作成時、該当訪問日のプルダウンボタンにて「◇」を 選択してください。また加算のみを算定した場合も自動で印がつきません。

精神科訪問看護報告書については、上記職種と「30分未満の訪問看護」を実施した場合の 「レ」印も自動ではつきませんので、該当訪問日のプルダウンボタンにて選択してください。

【ご注意】

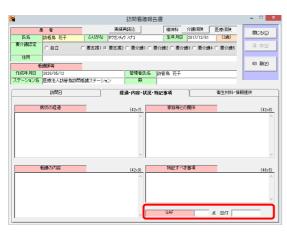
「実績再読込」ボタンをクリックすると、ソフトの仕様上、作成年月日が「実績再読込」ボタンを 操作した日に変更されます。

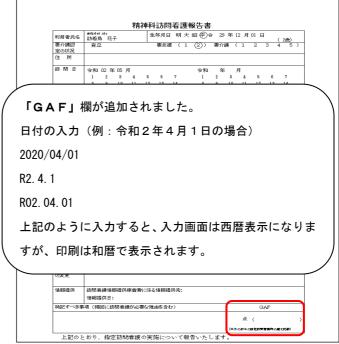
該当月分は、作成年月日に設定されている月で保存しますので、「保存」前に、 再度「作成年月日」の確認をお願いします。

◆精神科訪問看護報告書:「GAF」欄が追加されました。

月の初日の指定訪問看護時におけるGAF尺度により判定した値と判定し年月日を設定してください。

【精神科訪問看護報告書】





3)訪問看護記録書 I

※訪看鳥 Ver 5 では精神科訪問看護記録書 I は作成できません。

◆≪No. 1≫

厚生労働省より示されている参考様式1と同様になるよう項目の並びを変更しました。

また変更前にあった「病状・治療状態」を「療養状況」に移行し、「訪問職種」、「介護状況」を

追加しました。

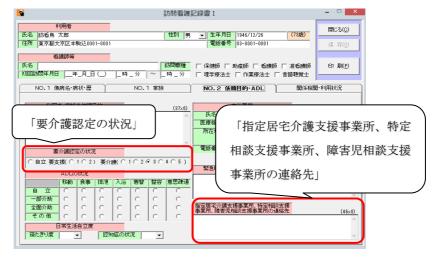
【訪問看護記録書I】



◆≪No. 2≫

「要介護認定の状況」、「指定居宅介護支援事業所、特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所の

連絡先」を追加しました。



(2) 訪問看護療養費明細書:訪問日の「同一緊急」の印の不具合を修正

(精神科)訪問看護基本療養費と(精神科)緊急訪問看護加算を併せて算定すると、 訪問看護療養費明細書の訪問日の「同一緊急」の列に「〇」印がつく不具合がありました。 緊急訪問看護加算のみを算定する場合に「同一緊急」に「〇」印を印字するよう修正しました。